

私立園分園整備運営事業者選定に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和8年7月6日

生駒市長 小紫 雅史

記

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

1 業務名

私立園分園整備運営事業

2 業務内容および提出書類

別添「私立園分園整備運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

施設の整備に関しては、令和9年度中に事業に着手し、令和10年4月1日（土）までに開園すること。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者とします。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第39条及び第39条の2に規定する保育事業、奈良県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。
- ②令和8年4月1日現在で、生駒市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園のいずれかを運営していること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④本市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- ⑤健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- ⑥生駒市暴力団排除条例（平成23年生駒市条例第29号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- ⑦代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいないこと。

5 提出期限

令和8年7月23日（木）から令和8年7月27日（月）までの午前9時から午後4時30分までの間に参加意思表明書を提出し、令和8年7月28日（火）から令和8年8月13日（木）までの午前9時から午後4時30分までの間に応募書類一式を幼保こども園課整備係まで持参すること。（ただし、土・日・祝日は除く。また、郵送は不可とする。なお、提出日は事前に幼保こども園課整備係まで連絡して調整すること。）